

## イラクからの自衛隊の撤退と新たな派兵の中止を求める意見書

政府は、国民の多くの反対世論を無視して、イラクへの自衛隊の派兵を強行した。今回のイラク派兵は、国連憲章を踏みにじった侵略戦争への加担であり、世界の平和のルールへの挑戦にほかならない。米英がイラク戦争の最大の「大義」とした大量破壊兵器は見つかっていない。それどころか、米国の調査団の団長は「もともと保有していなかった」と証言した。この証言は衝撃を与え、とうとうブッシュ大統領本人も、2月8日のNBCテレビで『「フセイン政権が大量破壊兵器を保有している」といったのは明らかに事実ではなかった』との問いに「そのとおり」と認めるに至っている。うそが戦争の始まりだったことは、いまや明白である。戦争で殺されたイラクの罪なき民間人は1万人を超えている。この責任は厳しく問われなくてはならない。

また、イラク派兵は日本国憲法違反である。国会審議を通じて、イラクに派兵された自衛隊は、法的にも占領軍としての地位が保障されていること、占領軍の指揮下に置かれること、米軍の軍事作戦への支援など占領支配の一翼を担う活動を行うことが明らかになった。しかし、憲法では占領軍への参加を『交戦権の行使』『武力の行使』として固く禁止している。占領とは戦争状態が続いているということであり、占領に参加するということは、戦争の一方の当事者になるということなのだから、これは当たり前の話である。

さらに、イラク派兵の根拠としたイラク特措法との矛盾も強く指摘されなくてはならない。この法律は、もともと憲法違反の法律であるが、それでも「非戦闘地域」でしか活動できない建前があった。ところがイラクの現実には、この建前も通用しない。イラク全土が戦争状態にある。これをごまかすために政府が、イラクに派遣した自衛隊の先遣隊の報告書案を、先遣隊がイラクに到着する前に作成し、都合の悪いことは隠し、都合のよいことだけを並べ立てていたことは、到底許されるものではない。国民に真実を隠そうとするその態度に、今回の派兵の道理のなさが示されている。

よって、本市議会は、政府に対し、イラクからの自衛隊の撤退と新たな派兵の中止を求めるとともに、米英主導の占領支配から国連中心の復興支援に枠組みを変更し、そのもとでイラク国民に速やかに主権を返還するための外交努力を強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年 3月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量